

山口県市町村職員共済組合広報誌「共済だより」制作業務委託に係る
公募型プロポーザル方式におけるヒアリング実施要領

この要領は、山口県市町村職員共済組合広報誌「共済だより」制作業務委託に係る委託業者を特定するための公募型プロポーザル方式におけるヒアリング実施に関して必要な事項を定める。

1 実施日 令和5年12月1日（金）

2 場 所 山口県自治会館3階小会議室

3 ヒアリングに参加する者

- ① 本プロポーザル方式への参加意向申出書を提出し、参加要件確認の結果、参加資格を有すると認められた者
- ② 審査委員
- ③ 進行役

4 内容

（1）受付

3①に定めるヒアリング参加者（以下「参加者」）は、2に定める場所（以下「開催場所」）においてヒアリング開始時刻20分前から10分前までに受付を行い、開始時刻まで開催場所で待機する。なお、進行役が受付を行う。

審査委員はヒアリング開始5分前までに開催場所に入室し、待機する。

（2）時間

参加者の説明時間は30分以内とし、25分経過時に進行役がその旨を告知する。説明終了後、審査委員から説明内容に関する質疑応答を20分程度行う。

説明の準備及び片付けは、開始後及び質疑応答終了後、それぞれ5分以内で行う。

（4）出席者数

ヒアリングに出席できる参加者は5名以内とする。なお、審査委員は原則全員が出席する。また、総務課広報担当1名が出席し進行役を担う。

（5）審査

ヒアリング終了後、審査委員会による審査を行い、受託候補者を選定する。

（6）その他

- ・参加者による説明は、自己紹介及び提出した企画提案書の内容のみとし、その他の資料の配付は認めない。
- ・説明にあたっては、パソコン、プロジェクター、スクリーンの使用を認める。なお、プロジェクター及びスクリーンは、共済組合が用意する。
- ・参加者から審査委員に対する質問は認めない。
- ・ヒアリング日時は、参加者ごとに企画提案書の提出要請時に定める。